平成２２年（フ）第２０２７号
埼玉県新座市野寺４丁目６番30号
債務者　末吉みよ子
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４２号
埼玉県幸手市栄４番７―208号、旧住所埼玉県所沢市並木８丁目１番地３―701
債務者　玉城　義雄
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０６０号
さいたま市南区太田窪４丁目４番３号　浅野貸家１号室
債務者　ババ　エバンジェリン　グッティエレス
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９０２号
神奈川県平塚市桃浜町９番15―105号　プレステージ平塚
債務者　三浦　佳明
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９１５号
神奈川県厚木市戸室４丁目19番７号　コーポ早美103
債務者　新居　実貴
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９１６号
神奈川県厚木市戸室４丁目19番７号　コーポ早美103
債務者　新居　末子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第９３２号
神奈川県秦野市戸川991番地の７
債務者　三武　和子
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第３４４９号
愛知県豊明市西川町善波５番地４　ファミール善波Ｂ棟203号
債務者　吉岡　和人
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３８号
愛知県豊川市東桜木町140番地の１
債務者　川瀬　清史
1　決定年月日時　平成22年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１２９号
三重県松阪市大黒田町1715番地８
債務者　奥山　晃久
1　決定年月日時　平成22年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第１４８０号
神戸市長田区上池田３丁目17番26―101号、従前の住所神戸市長田区五位ノ池町２丁目１番１―508号
債務者　竹綱　信幸
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６０８号
神戸市長田区五位ノ池町３丁目１番28号　アーバンコート五位ノ池202号
債務者　廣田　圭子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６２１号
神戸市灘区六甲台町10番３―1102号
債務者　井上美穂子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６３６号
神戸市北区有野台９丁目９番の５
債務者　黒川　　卓
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６４０号
神戸市須磨区菅の台４丁目１番地　市営菅の台住宅８―503号
債務者　安井　法子
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６４７号
神戸市須磨区妙法寺字蓮池377番地の12
債務者　馬場　幸治
1　決定年月日時　平成22年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１８号
兵庫県宝塚市山本野里２丁目４番17号
債務者　赤塚　恭雄
1　決定年月日時　平成22年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月25日まで
神戸地方裁判所伊丹支部